

県南広域振興局長告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成21年7月10日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370400434	水沢ガス商事株式会社	奥州市水沢区横町95番地メイプル西棟	水沢ガス商事株式会社	平成21年6月30日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370400434	水沢ガス商事株式会社	奥州市水沢区横町95番地メイプル西棟	水沢ガス商事株式会社	平成21年6月30日